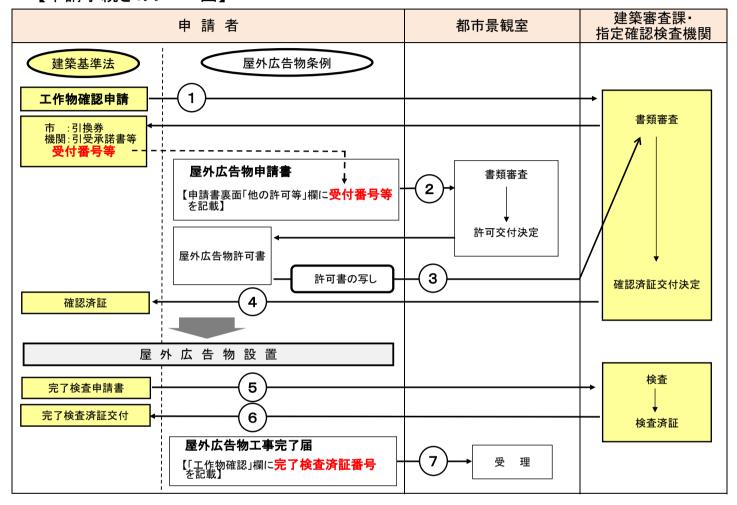
屋外広告物許可申請の手続き

【建築基準法に基づく工作物確認申請が必要な場合】

建築基準法に基づく工作物確認申請が必要な高さが4mを超える屋外広告物の許可申請については、<u>先に工作物の確認申請を行い</u>、確認申請が受理されてから屋外広告物許可申請を行ってください。

【申請手続きのフロー図】



【申請手続きの説明】

- ①申請者は、建築審査課又は指定確認検査機関に工作物の確認申請(以下「確認申請」という。)を行う。ここで、確認申請受付済であることが確認できる受付番号等が付与される。
- ②申請者は、都市景観室に屋外広告物許可申請(以下「許可申請」という。)を行う。その際、許可申請書裏面「他の許可等」欄に①の受付番号等を記載する。※確認申請受け付け済であることが確認できる書類の添付は必要ない。
- ③申請者は、屋外広告物許可書の写しを確認申請先へ提出する。※提出方法は、確認申請先でご確認ください。
- ④ 申請者は、確認済証を交付され、広告物を設置する。
- ⑤ 申請者は、工事完了後、建築審査課又は指定確認検査機関に完了検査申請を行う。
- ⑥ 建築審査課又は指定確認検査機関は、検査し完了検査済証を交付する。
- ⑦申請者は、完了検査済証を交付された後、**完了検査済証番号**を記載した屋外広告物工事 完了届を都市景観室に提出する。

屋外広告物の許可申請に関する問い合わせ先

工作物の確認申請に関する問い合わせ先

☎ 092-711-4395